

人を対象とする研究計画等の審査についての申合せ

2005年7月15日 制定

2008年10月1日 改正

2014年3月21日 改正

2015年3月12日 改正

1. 目的

この申合せは、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、研究計画等の審査に係る委員会の運営等について定める。

2. 申請者

- (1)本学の研究プロジェクト・共同研究等に参加する本学教員以外の研究者は、当該研究プロジェクト等の研究代表者の承認を得て、研究計画等の審査を申請することができる。ただし、申請者の本務機関等における当該研究計画等の倫理審査の審査結果等に関する資料の提出を求められることがある。
- (2)大学院学生は、指導教員の承認を得て、申請することができる。

3. 申請書等の様式

- (1)規程第7条第1項に定める「研究計画等審査申請書（以下「申請書」という。）」は、別紙様式1のとおりとする。
- (2)規程第9条第3項に定める「書面審査」の判定結果の委員長への報告は、別紙様式2により行う。
- (3)規程第11条第1項に定める「審査結果通知書」は、別紙様式3のとおりとする。

4. 審査の方法

- (1)委員長は、学長から審査の付議を受けたときは、規程第9条第2項に定める予備審査を開始し、当該申請書を委員に送付する。
- (2)規程第8条第2項、第3項の趣旨は書面審査において準用し、主査は、必要あるときは、申請者から当該申請内容について説明を求めることができ、また、必要な助言をすることができる。
- (3)主査、副査以外の委員は、予備審査の判定以前において、委員長に対して当該申請に関する意見を述べるることができる。
- (4)委員長は、規程第9条第3項に定める全体審査の判定を求めるときは、予め「予備審査判定結果通知書（様式2）」を委員に送付する。特に支障がないと認められる場合は、委員会を開催することなく回議でもってすることができる。
- (5)委員長は、申請内容が別に定める「軽微な審査として取扱う研究」に該当する場合、本項第1号から第4号の手続きを省略し、予備審査を省略した旨を委員に通知するとともに当該申請書を委員に送付し、全体審査の判定を求めなければならない。判定の方法は、規程

第 8 条の趣旨を準用する。なお、全体審査は、委員会を開催することなく回議でもってすることができる。

5. 審査結果の公表

審査の結果が、「承認」又は「条件付承認」の場合、その研究課題名、申請者、研究期間等を公表する。ただし、産業財産権の取得等合理的な理由のため公表に制約のある場合、その期間内において公表しないものとすることができる。

6. 事務

申請者の受付、審査に関する事務は、倫理審査室が行う。

7. 改廃

この申合せの改廃は、委員会の審議を経て、学長が決定する。

附則

この申合せは、2015 年 4 月 1 日から施行する。